

平成二十五年十月二十五日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一八五第三号

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出富山県における冤罪事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出富山県における冤罪事件に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねは、現在、訴訟係属中の事件に関わる事柄であり、答弁を差し控えたい。

二について

御指摘の事件に関して、特定の検察官に対し、柳原氏に謝罪するよう求めることは考えていない。